

# 目 次

## IT関係

- ・ 政府調達における実績主義、規制制限の廃止 . . . . . 1
- ・ 情報システムに関する政府調達制度の改善 . . . . . 2
- ・ 民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善 . . . . . 3

## 環境関係

- ・ フレオンガスシリンダ - に関する検査手続きの変更 . . . . . 4
- ・ 容器包装リサイクル法の見直し . . . . . 5
- ・ 産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用 . . . . . 6
- ・ 低公害車基準の見直し . . . . . 7
- ・ 発電所に係る環境影響評価手続きの簡素化・期間短縮 . . . . . 8

## 競争政策関係

- ・ フランチャイズ適正化法の制定 . . . . . 10

## 基準認証関係

- ・ 機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの  
取扱い . . . . . 11
- ・ 特定電気用品以外の電気用品に係る自主検査及び検査記録の  
作成・保存義務 . . . . . 12
- ・ 外国みやげ用電気用品に係る例外承認 . . . . . 13
- ・ 輸出許可取得の緩和 . . . . . 14
- ・ グループ企業の海外現地法人との技術情報の共有 . . . . . 15
- ・ コンプライアンス・プログラムの届出制の廃止 . . . . . 16
- ・ 一般包括輸出許可における「その他の軍用と規制」に関する  
規制緩和 . . . . . 17
- ・ 輸出管理に係る規制体系の簡素化 . . . . . 18
- ・ 電気計器の検定制度の見直し（サンプリングによる検定の導入） . . . . . 19
- ・ 指定修理事業者制度の創設 . . . . . 20
- ・ 複数の表示機構を有する電子式電気計器の検定方法の見直し . . . . . 21

## 資格関係

- ・ 電気主任技術者の実務経験年数を判断する基準の明確化 . . . . . 22

## 法務関係

- ・ 弁理士の特許審査等への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 「株式交換」を通じた外国企業による合併・買収（M&A）に係る  
法整備・・ 24

## 金融関係

- ・ 商品ファンドの口座における建玉制限の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲の拡大・ 26
- ・ 商品ファンドにおける3省にまたがる主務官庁への  
申請届出等の窓口一本化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である  
役員の住所、電話番号及び重要な使用人の住所の記載の撤廃・・・・・・・・ 28
- ・ 商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係わる  
許可申請、届出等の際の住民票の添付の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・ 商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、  
成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の撤廃・・・・・・・・ 30
- ・ 商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和・・・・ 31
- ・ 商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止・・・・・・・・・・・・ 32
- ・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項  
「資産配分状況」の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・ 追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減・・・・・・・・・・・・ 34
- ・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する  
「予想される損失の範囲の明記」規制の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- ・ 商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」表示する文字、  
色等の規制の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ・ 商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃・・・・・・・・・・・・ 37
- ・ 商品投資販売業者の書類の閲覧についての規制緩和・・・・・・・・・・・・ 38
- ・ 商品ファンドにおけるクーリング・オフの撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ・ 金融商品の組入れ割合の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- ・ 特定債権法（特定債権等に係る事業の規制に関する法律）の  
見直し、等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

分野	IT	意見・要望提出者	日本経団連
項目	政府調達における実績主義、規制制限の廃止		
意見・要望等の内容	情報システムの政府調達について、 ・ 仕様書作成、入札業務に関する民間コンサルタントの活用 ・ 単年度予算主義の見直し ・ 現行の総合評価落札方式の見直し等 を行う必要がある。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平 7.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。		
計画等における記載の状況	・ 「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部）4.（4）ア）のi）今後増大する情報システム関係業務や進展する技術の活用に効率的・効果的に対処するため、外注化を進める。 ・ 「e-Japan重点計画-2002」4.（4）ア）のh）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年3月策定、同年4月、2003年3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施時期：平成15年3月）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
（説明） 1. 仕様書の作成等を含む情報システム関係業務については、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（平成12年3月 行政情報システム各省庁連絡会議）を踏まえ、各府省において、計画的・重点的にアウトソーシング（外注）を実施している。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。 2. 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、イ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成14年8月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。			
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課		

分野	I T		意見・要望提出者	日本経団連
項目	情報システムに関する政府調達制度の改善			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札参加資格審査において、企業規模等の外形的な要素にかかわらず、技術力のある企業に対して参加資格を付与する。</li> <li>情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクル全体のコスト・パフォーマンスを評価対象として採用する。</li> <li>総合評価落札方式における除算方式を見直し、加算方式を導入する。</li> </ul>			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>「競争参加者の資格に関する公示」（平成 14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。</li> <li>「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平 4.1.20 アクション・プラン実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。</li> <li>「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平 7.3.27 アクション・プラン実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	「e-Japan重点計画-2002」（平成 14 年 6 月 18 日 I T 戦略本部）4.（4）ア）の h）「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002 年 3 月策定、同年 4 月、2003 年 3 月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議）に基づき、2002 年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成 14 年 7 月）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>（説明）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）民間における契約実績や高度 I T 技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととし、また、ウ）既存のソフトウェア製品の活用によっては整備できない電子政府向けシステム等を総合評価落札方式により調達する場合、質の高い情報システムを一層適正に調達する観点から、平成 14 年 8 月以降の入札案件について加算方式による評価を行うことができるよう措置したところ。</p>				
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課			

分野	IT	意見・要望提出者	日本経団連
項目	民間活力の発揮に向けた情報システムに関する政府調達制度の改善		
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業規模などの外形的な要素でなく技術力のある企業に対して競争資格を付与する。</li> <li>・ 情報システムの価格評価は、複数年に渡る調達全体に関するライフサイクルのコストベースに基づく一般競争入札を行う。</li> <li>・ インセンティブ付契約や成功報酬型契約を導入する。</li> <li>・ 「情報システムに係る政府調達制度の見直し」を実効性のある改善策とするため、定期的にフォローアップとレビューを行うとともに、調達側の体制強化、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入については、早期に実施すべきである。</li> <li>・ 調達側の体制を強化するため、CIOを全省庁に設置するとともに、CIOの機能強化のため、外部の専門家を活用する。</li> </ul>		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「競争参加者の資格に関する公示」（平成14.1.10）において、年間平均（生産・販売）高、自己資本額、営業年数等の外形的な要素を競争入札参加資格の審査基準（全物品、サービス共通）としている。</li> <li>・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平4.1.20アクションプラン実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。</li> <li>・ 「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平7.3.27アクションプラン実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。</li> </ul>		
計画等における記載の状況	<p>「e-Japan重点計画-2002」（平成14年6月18日IT戦略本部） 4.（4）ア）のk） 各府省は、2002年度早期に、情報化推進に関する統括責任者の権限、機能等を明確化し府省内への周知徹底を図るとともに、統括責任者を補佐するスタッフ機能の充実を図る。 4.（4）ア）のh） 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（2002年3月策定、同年4月、2003年3月改定 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、総合評価落札方式をはじめとする評価方式等の見直し、競争参加資格制度をはじめとする入札参加制度等の見直し等を図る。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成15年3月）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>1. 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」において、各府省においては、ア）民間における契約実績や高度IT技術者の配置等の技術的基準も考慮しつつ競争入札参加資格制度の弾力的な運用を行うなど技術力のある企業に対して企業規模等を問わず競争参加機会の拡充を図っていく、イ）当初の落札事業者と複数年にわたり契約を行う必要がある場合には、原則として、国庫債務負担行為を活用し、その活用が困難な場合には、原則として、ライフサイクルコストベースでの価格評価に基づく一般競争入札を行うこととしている。これらを含む見直し事項については、各府省において着実に実施されているものと考えているが、その実施状況のフォローアップについても検討してまいりたい。</p> <p>2. 各府省においてCIOを設置するとともに、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」を改定し、調達の企画・管理の適正化を図る観点から、外部専門家の積極的な活用を通じて調達側の体制強化を図ることとした。</p> <p>3. また、インセンティブ付契約、サービスレベル契約の導入等については、平成15年度中に結論を得るべく現在検討中。</p>			
担当局課室等名	総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課		

分野	環境	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	フロンガスシリンダ - に関する検査手続きの変更		
意見・要望等の内容	フロンガスシリンダ - に関する経済産業省の検査手続きを変更する。フロンガスの輸出業者は競争力の面で不利な立場に置かれる経費と時間のかかる通関手続きに直面している。		
関係法令	高圧ガス保安法第22条 一般高圧ガス保安規則第45条、第47条	共管	なし
制度の概要	高圧ガスの輸入をした者は、輸入した高圧ガス及びその容器につき、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関の行う輸入検査を受け、技術上の基準に適合していると認められなければこれを移動できない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期: )		
(説明)			
<p>要望の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、高圧ガスの輸入検査においては、高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験について、内容を証明する書面の添付や刻印、標章の確認による簡易な検査を可能としているところである。</p> <p>なお、千葉県においては1週間に2回、神奈川県においては1週間に3～4回検査を行っていることと承知している。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	環境	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	容器包装リサイクル法の見直し			
意見・要望等の内容	<p>廃プラのセメントでの原燃料化を、再商品化手法として追加されたい。          &lt;理由または根拠&gt;          「容器包装リサイクル法」で「その他廃プラ」の再商品化手法としてセメントでの原燃料化が認められていないので、「その他廃プラ」の処理ができない。</p>			
関係法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	共管	厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省、環境省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装リサイクル法におけるプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化の具体的な方策として、「プラスチック製品等の原材料」、「高炉で用いる還元剤」等が規定されている。</li> <li>一方、単純に熱回収を目的として利用される「セメント原燃料」については、容器包装リサイクル法における再商品化手法として認められていない。</li> </ul>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>要望のあった「セメント原燃料化」を認めた場合、現在、原材料としてリサイクルされている廃プラスチックの分量を減少させ、単純に燃やすことにより熱を回収する分量を増やすことにつながるものであり、資源の有効な利用の確保を図るため原材料としての利用を促進させるという容器包装リサイクル法の法目的を損ねることとなるため。</p>				
担当局課室等名	産業技術環境局リサイクル推進課			

分野	環境	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の有効活用			
意見・要望等の内容	目的、内容が同様な報告書については、省庁間で調整しできるかぎり一本化してほしい。又、報告書に記載する事項はできる限り簡素化してほしい。また、報告書の内容は、他事業所の参考になることから積極的な公開を進めてほしい。			
関係法令	資源有効利用促進法(省令第57条)、  ( 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (第12条第7項、同8項、第12条の2第8項、同第9条) 愛知県公害防止条例(第41条2-2) )	共管	なし	
制度の概要	一定の量以上の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者(多量排出事業者)に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の作成及び都道府県知事への提出を義務付けるもの。 都道府県はこれらの処理計画やその実施状況を一年間公衆の縦覧に供する方式で公表する。			
計画等における記載の状況	該当無し			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定  (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>特定省資源事業者に求める計画書は、企業が長期的な経営方針の中に副産物の発生抑制及び利用の促進に取り組むことを促すことを目的に製品の生産量に対する副産物の発生量の比率、副産物の発生量に対する副産物の再生資源としての利用量の比率、設備の整備計画などを記載するものであり、事業所における産業廃棄物の減量化・適正処理を目的に産業廃棄物多量排出事業者に毎年事業所に産業廃棄物の種類別に発生量、中間処理計画量、再生利用計画量などを記載する廃棄物処理法で定められている報告書とは、その目的、内容が異なるため一本化することは困難であるが、記載事項の簡素化については、昨年度が計画書の提出初年度であり、かつ、計画書の提出を行った日以降の4年間に含まれる事業年度に限り計画書の提出をしないことができるとしているので、記載内容について次回提出時までの間に関係業界の意見を聞き調整していくこととしたい。なお、同一内容のデータ記載事項について、計算方法等に相違が生じた場合には、各省庁間で統一化に向けて、必要な調整を行ってまいりたい。</p> <p>特定省資源事業者に求める計画書の記載情報については、個別事業所毎のデータは法人等の正当な利益を害するおそれのある情報に相当する可能性があるため、公開に適していないが、副産物の発生抑制等に関する先進的な事例については、他の事業所等の参考となるよう産業構造審議会における審議等に際し報告するとともに、審議会資料をホームページにおいて公開している。</p>				
担当局課室等名	産業技術環境局リサイクル推進課			



分野	環境関係	意見・要望提出者	岩谷産業（株）
項目	低公害車基準の見なおし		
意見・要望等の内容	<p>・現時点で官公庁より低公害車として認定を受けているのは、「天然ガス自動車、メタノール車、電気自動車、ハイブリッド車」のいわゆる「4兄弟」と、「ガソリン車・ディーゼル車のうち低排出ガス・低燃費車」のみであり、これらの車種には規制緩和および普及に向けての補助金制度等が設けられている。</p> <p>・LP ガス車については改善が図られても「低公害車」としての恩恵を受けることができず、自動車メーカーの開発促進阻害要因となっている。</p> <p>・メタノール自動車は排ガスがLP ガス車より悪くても、メタノール自動車というだけで低公害車となる。</p> <p>・LP ガス車以外の低公害車普及促進補助金総額の費用対効果を確認すれば、LP ガス車が極めて現実的で有効な低公害車であることが判明するはずである。</p>		
関係法令	なし	共管	国土交通省、環境省
制度の概要	<p>平成13年7月に、経済産業省、国土交通省、環境省の3省で策定した「低公害車開発普及アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）において、実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及を促進することとしている。</p> <p>LP ガス自動車については、燃費及び排出ガス性能に優れた自動車が低燃費かつ低排出ガス認定車と位置付けられるものであるが、現在、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）において、LP ガス自動車の燃費基準が策定されていないことから、低燃費かつ低排出ガス認定車に該当する車両が存在しない。</p>		
計画等における記載の状況	アクションプランにおいて、実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及を促進することとしている。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	<p>法律で明確に低公害車の基準を定めたものはないが、アクションプランにおいて、実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車の普及を促進することとしている。</p> <p>LP ガス自動車については、燃費及び排出ガス性能に優れた自動車が低燃費かつ低排出ガス認定車と位置付けられるものであるが、現在、省エネ法においてLP ガス自動車の燃費基準が策定されていないことから、低燃費かつ低排出ガス認定車に該当する車両が存在しない。</p> <p>LP ガス自動車の燃費基準については、現在、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・LP ガス自動車燃費基準検討会」において検討を進めているところであり、平成15年度中には省エネ法に基づき燃費基準を定める予定である。</p> <p>また、燃費及び排出ガス性能に優れたLP ガス自動車の開発・普及を促進するため、平成15年度税制改正において、LP ガス自動車の低燃費かつ低排出ガス認定車を優遇税制の対象とすることとしている。</p>		
(注) 低燃費かつ低排出ガス認定車	<p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を早期に達成し、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けた自動車。</p>		
担当局課室等名	経済産業省製造産業局自動車課		

分野	エネルギー、環境	要望提出者	経済団体連合会
項目	発電所に係る環境影響評価手続きの簡素化・期間短縮		
要望の内容	<p>審査の代行や審査手続きの迅速化・簡素化による、審査期間の短縮。</p> <p>「発電機台数の変更が、事業諸元の手続きを経ることを要しない変更の要件の範囲内に収まる場合は、再手続きの必要はない」ことを「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載。</p> <p>現地調査を要する項目について、気象官署、測定局、公共用水域水質調査結果等の既存の資料によって代替できる場合は、現地調査を免除できる旨、「発電所に係る環境影響評価の手引き」に記載。</p> <p>法施行後 10 年を待たず、前倒しでの内容見直し検討。</p>		
関係法令	環境影響評価法 電気事業法第 46 条の 2 ～ 第 46 条の 22 等 地方自治体環境影響評価条例	共管	環境省 各地方自治体
制度の概要	<p>環境影響評価に係る審査期間は、環境影響評価方法書については 180 日以内、環境影響評価準備書については 270 日以内、環境影響評価書については 30 日以内と電気事業法において定めている。</p> <p>環境影響評価の再手続きを要しない事業の諸元及びその変更要件については、環境影響評価法施行令において定めている。</p> <p>発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「発電所アセス省令」という。）において、現況調査に係る標準手法を定めているが、予測及び評価において必要とされる情報が標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には簡略化された調査手法を選定することは可能と規定している。</p> <p>環境影響評価法は、法施行後 10 年を経過した場合において施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることと定められている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済  措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難 その他
（実施（予定）時期： 年 月） （結論時期： 年 月）			
（説明） <b>【措置困難】</b> 発電所の環境審査は、電気事業を所管する経済産業省が行うものであるが、この審査に係る一連の手続の中で、都道府県知事は、方法書、準備書の公告・縦覧の後にとりまとめられる住民意見の概要と地元市町村長の意見を踏まえ立地地域の立場から経済産業大臣あてに意見を提出し、当省は知事意見を勘案して審査を行い、環境保全の観点から事業者に対し勧告すべき事項をとりまとめることとなるため、相応の審査期間が必要である。 また、発電設備の規模や種類だけでなく、周辺環境によっても審査項目や審査内容は大きく異なる。このため、法令に基づく審査期間の上限を一律に短縮することは、多種多様な周辺環境が対象となる環境審査の性格上困難であるが、個々の案件の審査期間については引き続き法令に基づく処理期間の上限よりも短くなるよう最大限合理的な審査に努めて参る。			
<b>【その他】</b> 発電機台数の変更だけでは、環境影響評価法施行令別表 2 及び別表 3 の第二欄に掲げる事業の諸元の変更には当てはまらない（事業計画の軽微変更に該当する）ことから、再手続きを要するものではない（施行令第 9 条第 2 項第 2 号、第 13 条第 2 項第 2 号 参照）。 ただし、台数を変更することにより、環境影響評価法施行令別表第 2 及び別表第 3 の第二欄に掲げる事業の諸元の修正が起こる場合であって、かつ第三欄に掲げる要件に該当しない場合は、再手続きが必要となる。 なお、軽微変更の考え方についてはすでに「発電所に係る環境影響評価の手引き」に記載している。			

**【その他】**

発電所アセス省令第9条において、「調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかである場合には、必要に応じて、簡略化された調査の手法の選定を行うこととする」旨の規定がある。したがって、現行の制度においても、「発電所に係る環境影響評価の手引き」に記載している標準手法については、事業者が選定した調査手法が、予測及び評価において必要とされる情報が収集できることが明らかであれば、現地調査を行わないことは可能である。

なお、現地調査の省略が可能な場合等の調査手法の簡略化の考え方についてはすでに「発電所に係る環境影響評価の手引き」に記載している。

**【措置困難】**

環境影響評価法の施行後まだ3年半しか経過しておらず、発電所の環境影響評価手続を完了した案件はわずか6件であり、制度の見直しを検討するための具体的実績が蓄積されていない状況にある。したがって、現段階での内容見直しは、時期早尚である。

担当局課室等名

経済産業省 電力安全課  
環境省 環境影響評価課

分野	競争政策・流通	意見・要望提出者	個人
項目	フランチャイズ適正化法の制定		
意見・要望等の内容	<p>独禁法はあくまで独禁法の範囲内でしかなく、それ以外のトラブルも多発している。特に、今回の実態調査はコンビニを中心として行われただけでそれ以外のFC分野の実態調査は行われず、その段階で全体をくぐる見直しが行われることはいささか疑問に感じる。</p> <p>また、「小振法」に関してもあくまで「振興法」の精神なので、本部企業に対する「企業罰」はなく、従わなかったときは「勧告 公表」の段階に過ぎない。また、今回の改正はFC加盟時にのみ力点が置かれ、既に加盟している問題点については踏み込んでいない。くわえて、サービス業や不動産FC等に関しては守備範囲外であり、抜本的な網がかからない。</p> <p>17兆円産業に成長したこのビジネスを健全に発展させていくには、抜本的な法律が必要である。</p>		
関係法令	独占禁止法（公正取引委員会） 中小小売商業振興法	共 管	
制度の概要	中小小売商業振興法第11条において、特定連鎖化事業（いわゆる小売・飲食のフランチャイズチェーン）について、加盟する中小小売商業者が適切な情報を得た上で内容を理解して契約を締結するようを保護し、特定連鎖化事業を行う者に対し、加盟しようとする者への契約事項に関する書面の事前交付および記載事項の説明を義務付けている。		
計画等における記載の状況	<p>本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実とフランチャイズ・ガイドラインの見直し（平成14年度中に措置）</p> <p>サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握と情報開示を含めた制度の在り方の検討（実態把握については平成14年度中に措置、制度の在り方については当該実態把握を踏まえ早急に検討）</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：                      ）</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>フランチャイズに係る環境整備に関しては、平成14年春に独占禁止法ガイドライン及び中小小売商業振興法施行規則の抜本的な改正を行ったところ。また、平成14年6月には業界の自主基準を拡充・強化し、また、フランチャイズに係る相談体制も整備したところ。</p> <p>平成14年8月にはサービス・フランチャイズシステムの事業環境整備を検討するにあたり、本部事業者、加盟店事業者を対象に事業態様について網羅的な実態調査を実施し、同年10月末に結果をとりまとめたが、サービス・フランチャイズに係る制度整備の必要性について直ちに明確になるような結果ではなく、更なる実態調査・検討を進めることとしている。</p>			
担当局課室等名	<p>商務情報政策局流通産業課</p> <p>商務情報政策局サービス政策課</p> <p>中小企業庁商業課</p>		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	日本経済団体連合会			
項目	機器と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットの取扱い					
意見・要望等の内容	電気用品安全法の対象となる音響機器等と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットについては、当該音響機器等と一体のものとして取り扱い、同法の対象外であるパソコン等と一体的に使用されるACアダプター及び電源コードセットについては同法の対象外とすべきである。					
関係法令	電気用品安全法施行令第1条、第2条別表第1九(4)	共管	なし			
制度の概要	ACアダプターは電気用品安全法上の特定電気用品である「直流電源装置」として指定している。 電源コードセットは電気用品安全法上の特定電気用品である「差込み接続器」、「コード」として、その構成部品を指定している。					
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画(再改訂)別添12その他 機器と一体的に使用される電源コードセットの電気用品安全法上の取扱いの弾力化 電気機械器具に同梱して輸入する電源コードセットで、著しい汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱っているが、国内で製造されるものについても、同等の扱いとする方向で見直す。					
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none; padding: 0 20px;"> <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <p>措置困難</p> <p>その他</p> </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期:平成16年3月)(結論時期: )</p>			<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>				
(説明)						
<p>直流電源装置については、特定の電気機械器具と一体的に使用されるものであっても、他の電気機械器具にも使用することができることから、単独の製品として取り扱い、安全を確保することが必要である。</p> <p>なお、特定の信号線等を利用して直流を電源とする機械器具を制御するもの等のように限定された用途のために一体不可分の関係において使用する構造の直流電源装置については、当該機械器具と一体として取り扱っており、要望提出者のいう「専ら機械器具と一体的に使用される直流電源装置」がこれに該当すれば、当該機械器具名として扱ってきている。( その他 )</p> <p>電源コードセットについては、電気機械器具に同梱して輸入するもので、著しい汎用性のないものについては、当該機械器具と一体として取り扱っている。なお、国内で製造されるものについても同等の扱いとする方向で措置を講じる予定。( 措置予定 )</p>						
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課					

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	特定電気用品以外の電気用品に係る自主検査及び検査記録の作成・保存義務		
意見・要望等の内容	特定電気用品以外の電気用品について、製造・輸入事業者に課している自主検査実施等の義務を早期に廃止すべきである。		
関係法令	電気用品安全法第8条第1項、同条第2項 電気用品安全法施行規則第11条	共管	なし
制度の概要	電気用品の届出事業者（製造又は輸入事業者）は、届出に係る型式の電気用品を製造又は輸入する場合には、これらを技術基準に適合させるとともに、検査の実施、検査記録の作成・保存を行わなければならない。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>電気用品の安全性確保には、技術基準への適合が必要不可欠であり、これを確認するために、製造・輸入事業者による自主検査及び検査記録の作成・保存を義務付けている。</p> <p>特定電気用品以外の電気用品の技術基準適合性についての自己確認に係る検査記録の作成・保存については、電気用品取締法から電気用品安全法に改正する際に、事前規制から事後規制に重点を移すにあたって、技術基準適合状況の確認・把握の的確な実施が重要であったことから導入されたものである。また、国内への電気用品の流通という観点からは、製造事業者と輸入事業者は同等の役割を果たしており、同等の義務を課すことが必要である。</p> <p>なお、輸入事業者にあっては、製品流通前に検査記録を手元で確認し、必要に応じて電子計算機等を利用してこれらの検査記録を直ちに確認できるようになっていれば、自主検査及び検査記録の作成・保存は担保されているものと見なしている。</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	外国みやげ用電気用品に係る例外承認		
意見・要望等の内容	外国みやげ用電気用品に係る例外承認申請制度を廃止し、事業者による自己管理に委ねるべきである。 仮に、早期に全面的な廃止が困難な場合には、届出事業者が製造する海外みやげ用電気用品を一括して承認する包括的承認制度を導入すべきである。		
関係法令	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条	共管	なし
制度の概要	外国旅行者、外国観光客のみやげ用電気用品を製造、輸入又は販売の事業を行う場合、経済産業大臣の承認を得た場合には、電気用品安全法に規定する技術基準適合義務又は表示の義務を免除するもの。		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
(説明)			
<p>電気用品の安全確保の観点から、国内流通の際には当該電気用品の技術基準への適合や表示が不可欠であるが、外国で使用されることを前提としたみやげ用電気用品は、例外としてこれらの義務を免除しているものである。</p> <p>こうした電気用品が国内で販売されるにあたっては、確実に海外のみやげ用としての用途に供せられるものであり、国内で使用されないことを確認することによって、技術基準に適合していない製品による危険及び障害の発生を未然に防止することが必要である。これには事業者による自己管理のみでは極めて不十分であり、行政によりこれら電気用品の確認を行う承認制度とすることが適切である。(措置困難)</p> <p>なお、包括的承認制度については、現行でも複数の電気用品を一括して申請することは可能であり、承認も一括して行っている。(その他)</p>			
担当局課室等名	商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課		

分野	基準認証関係	要望提出者	(社)日本化学工業協会											
項目	輸出許可取得の緩和													
要望の内容	<p>輸出令別表第3に掲げる物質、特に5-(14)複合材料(セラミックス)については、5万円以上のものを輸出しようとする時、輸出許可が必要となっているがこれを緩和してほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>欧米へのセラミックス製品の輸出量増加により、手続きが煩雑になっており、迅速なデリバリーに支障が生じている。欧米の同業者は自由に輸出を行っているようであり、競争力にも影響が出ている。</p>													
関係法令	外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令	共管												
制度の概要	外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により、輸出貿易管理令別表第1の中欄に掲げる貨物の輸出に際しては、経済産業大臣の許可を取ることとなっている。													
計画等における記載の状況														
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)</p>					措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他		措置予定	具体的措置の検討中		
	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難	その他										
	措置予定	具体的措置の検討中												
<p>(説明)</p> <p>我が国は、国際的な平和及び安全の観点から、国際的に合意された特定の貨物の輸出について、外国為替及び外国貿易法に基づき、経済産業大臣の許可にかからしめている。輸出貿易管理令別表第3に掲げる貨物は、規制対象貨物のうちでも機微な貨物として厳格な輸出管理を行うことがが適当であるとして国際的に合意された貨物である。従って、総価額が5万円を超える輸出については、国際的な平和及び安全の維持の観点から、取引毎に個別の審査を行い許可の可否を決定することが適当である。また、米国、EUも国際合意に基づき、当該貨物の輸出管理を行っており、欧米の業者が自由に当該貨物を輸出しているという指摘は誤り。</p> <p>他方、我が国では、輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域(米国、EU等の25ヶ国)向けの当該貨物の輸出については、一括して許可をおこなっても国際的な平和及び安全を妨げる蓋然性が低いことから、包括許可制度を設け、輸出者の負担に配慮した制度としている。</p> <p>なお、米国、EUも、当該貨物の輸出について、類似の包括許可制度を有しており、その対象地域についても、我が国とほぼ同様の地域を対象としている。</p>														
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課													



分野	基準認証関係	要望提出者	経済団体連合会
項目	グループ企業の海外現地法人との技術情報の共有		
要望の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>事前に届け出たグループ企業同士であれば一括して情報共有を認める等の措置によって、海外現地法人との個別の技術情報の共有に関しては、輸出貿易管理令上の手続きを不要とすべきである。あるいは、グループ企業同士の技術情報の共有に関しては、一般包括許可の対象を拡大すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>グループ企業内では、技術情報の共有が頻繁に行われており、個別の情報に関して輸出貿易管理令上の許可手続きを経なくてはならないことは、事業者にとって大きな負担である。</p> <p>現状では、一般包括許可の活用はできるが、日本企業の進出が著しい東アジアが含まれる「その他の地域」向けでは、適用範囲が Basic List 技術に限られる等制約が多い。また、特定包括許可は継続的な取引関係等の制約がある。</p> <p>なお、米国では海外グループ会社への社内使用目的の暗号技術提供に関してはテロ支援7ヶ国を除いて規制除外されている等、日本に比べ規制緩和が進んでいる。</p>		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条第1項 外国為替令	共管	
制度の概要	<p>外国為替及び外国貿易法では、輸出貿易管理令等の関係政令で定められる特定の技術や物資を特定の地域への提供・輸出、および海外との役務取引を行う場合等に、主務大臣の許可を得なければならない。</p> <p>特定の地域における非居住者との間で技術情報等の共有を行う場合、たとえ相手がグループ企業の海外現地法人であっても、安全保障貿易管理規制上の手続きが必要となる。</p>		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中 (結論時期： 年 月)</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>我が国は、安全保障に関する各種国際条約及び国際会合における合意等に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある特定の技術の提供について、外国為替及び外国貿易法に基づき経済産業大臣の許可にかからしめている。</p> <p>国際的に合意された規制対象技術については、我が国からの提供により国際的な平和及び安全の維持に重大な事態を生じさせることがないよう、個別の案件ごとに、提供される技術の利用者、用途等を確認する必要がある。</p> <p>かかる規制は、我が国以外の国際会合の参加国においても行われており、我が国が、本邦企業から海外現地法人への技術の提供を規制対象から除外することは、我が国の制度が、国際的な安全保障輸出管理制度のループホールとなり、また国際合意にも反することとなり、受け入れられない。</p> <p>なお、国際合意により特に機微な品目として指定された一部の技術を除く大部分の規制技術は、イラン、イラク、リビア、北朝鮮の四ヶ国以外の地域について提供する場合、一般包括許可の対象となっており、また海外子会社については、継続的な取引関係にあるため、一部の機微技術の提供について特定包括許可も利用可能である。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	コンプライアンス・プログラムの届出制の廃止		
意見・要望等の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために必要最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>その一環として、CPの届出制を廃止すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>CPが包括許可の条件になっている場合を別とすれば、CPを輸出管理当局に届け出ることとしている先進国は日本だけであり、その必要性及び根拠はまったくない。さらに、CPにおける要請内容は、法令を遵守するために必要最低限な範囲を超えており、かつ、当局がCPの記載内容について合意しなければ届出は行えず、事実上、企業の輸出管理に行政指導を行うための手段となっている。</p> <p>CPの届出制を廃止することで、より変化に対応しやすい柔軟な管理体制の構築が可能となる。</p> <p>昨年度も同様の要望をした際、「CP届出を輸出管理徹底の後ろ盾にしている企業も多い」旨の回答があったが、届出を望まない企業に対しても通知により、なかば届出を義務化している現状を見直すべきである。</p>		
関係法令	大臣名による通達 「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規定の策定又は見直しについて」(6頁第604号、平成6年6月24日)	共管	なし
制度の概要	<p>輸出関連法規の遵守に関する内部規定(コンプライアンス・プログラム:CP)は、輸出企業が自発的に策定するものであるが、所管大臣からの要請(「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規定の策定又は見直しについて」)により、策定又は見直されたものは安全保障貿易管理検査官室まで速やかに届け出るものとされている。そこでは、輸出管理の最高責任者を代表取締役とする輸出管理組織を設けること、取締役以上が取引審査の最終判断権者になること、法令違反が判明した場合には速やかに関係官庁に報告すること等の9項目を考慮して輸出管理体制の整備を図ることが述べられている。</p>		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期: 年 月) (結論時期: 年 月)			
(説明)			
<p>世界的に大量破壊兵器の開発や拡散の懸念が非常に深刻なものとなっており、こうした状況の中、我が国から懸念輸出が発生すれば、国際的な安全保障に大きな支障を及ぼす問題に発展する恐れがある。こうした状況を未然に防ぐためには、政府として、各輸出企業の輸出管理がより実効性のあるものとなるように、CPの届出を通じ、適宜適切にアドバイスを行っていくことが重要である。</p> <p>特に、昨年4月に導入したキャッチオール規制において、その必要性はますます増加している。</p> <p>なお、そもそもCPは、政府の要請を踏まえて、各企業が自主的な判断により策定し届出を行っているものである。</p> <p>企業から届出のあったCPについて、CPは輸出企業が自発的に策定するものとの考えから、内容に不備が認められる場合に、必要最小限のアドバイスは行うものの、企業の意向を尊重した取扱いを行っている。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室		

分野	基準認証関係	要望提出者	経済団体連合会
項目	一般包括輸出許可における「その他の軍事用途規制」に関する規制緩和		
要望の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>「一般包括輸出許可等取扱要領」に関して、大量破壊兵器以外の「その他の軍事用途に用いられる場合」を、失効あるいは届出の要件から除外すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>「一般包括輸出許可等取扱要領」では、平成13年5月16日付改正において、大量破壊兵器の開発以外の「その他の軍事用途に用いられる場合」に関する新たな規制が導入された。さらには、「その他の軍事用途」および「疑い」の範囲が広く漠然としており、規制の範囲が極めて拡大している。</p> <p>こうした規制は、国際的にも例がなく、事業上の過重な負担から、国際競争力が損なわれる。米国では、大量破壊兵器以外であれば用途による規制はない。またEUでも、大量破壊兵器以外の規制は、武器禁輸国への通常兵器の輸出に対象が限定されている。</p> <p>なお、昨年度も同様の要望をしたが、規制拡大の必要性及び根拠が、まったく明確にされていない。</p>		
関係法令	「一般包括輸出許可等取扱要領」 (6 賢第 211 号、平成 14 年 7 月 1 日)	共管	
制度の概要	<p>「一般包括輸出許可等取扱要領」では、第1種又は第2種の一般包括許可において、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外の地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合には、その効力を失うこととなる。この結果、上記のような場合の輸出は、個別許可の対象となる。</p> <p>また、輸出される貨物が核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合若しくは輸出貿易管理令別表第4の2に掲げる地域を仕向地として輸出される貨物がその他の軍事用途に用いられる場合又はその疑いがある場合及び輸出貿易管理令別表第4の2の地域以外を仕向地として輸出される貨物が、その他の軍事用途に用いられる疑いがある場合には、規制当局（経済産業省）に届け出ることとされている。</p>		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期： 年 月) (結論時期： 年 月)			
(説明)			
<p>我が国は、安全保障に関する各種国際条約及び国際会合における合意等を踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる貨物・技術について、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な輸出管理を実施している。</p> <p>一般包括輸出許可制度は、一括して許可をしても国際的な平和及び安全を妨げるおそれがない輸出について、輸出者の負担軽減観点等から導入しているもの。従って、その対象となる輸出は、輸出される貨物等が民生用途として利用されることが明らかなものに限定しているところ。</p> <p>大量破壊兵器等の開発等以外の「その他の軍事用途」に用いられる場合については、ワッセナー・アレンジメントの国際合意に基づき、当該輸出が通常兵器の過度の蓄積、地域の不安定化につながる輸出に当たらないかを個別に審査する必要がある。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証関係	要望提出者	経済団体連合会
項目	輸出管理に係る規制体系の簡素化		
要望の内容	<p>安全保障輸出管理規制は、「国際的な平和及び安全の維持」という目的を達成するために最低限必要なものに限定し、民間企業の事業活動にとって不必要な妨げとならないようにすべきである。</p> <p>既存の規制体系は、量が膨大なだけでなく、構造が重層的で非常に複雑かつ難解であり、許可申請に際して、事前に照会する機会も多い。</p> <p>規制体系を簡素化するとともに、輸出者にとって分かりやすい体系かつ表現で整理し直す措置をすることにより、輸出者にとって利用しやすいものとするべきである。</p> <p>例えば、様々な国名リストが、輸出貿易管理令別表第4、同令の運用通達の別表第1別紙、一般包括輸出許可の通達の別記第1、輸出許可申請のお知らせの別表第1等にあり、それぞれが目的別に書かれており、相互に無関係となっている。こうした国名リストを、少なくとも政令の下のレベルで統一すべく諸通達をまとめて体系化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>規制体系が整理、簡素化されれば、事業者の事務効率は著しく向上し、事業者の負担が大幅に軽減される。特に、本年4月のキャッチ・オール規制導入以後、規制対象となる貨物および技術はますます広範囲となっているため、制度の普及・遵守には、分かり易い規制体系が必須である。</p> <p>なお、昨年度からホームページにより安全保障貿易管理関連法の情報が紹介されている。非常に有益であるため、今後もますますの情報提供をお願いするところである。</p>		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第25条・第48条 輸出貿易管理令 外国為替令	共管	
制度の概要	安全保障輸出管理に係る既存の規制体系は、「法律」、「政令」、「省令」、「大臣告示」、「通達」、「お知らせ」によってなされている。		
計画等における記載の状況			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中 (結論時期：平成15年8月頃)</p>	
(説明)			
<p>我が国は、安全保障に関する各種国際条約及び国際会合における合意等を踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる貨物・技術について、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な輸出管理を実施している。</p> <p>現在の規制体系は、複数の国際合意を外為法及びその関係法令で担保した結果であるが、これらの国際合意を忠実に外為法及びその関係法令に反映するためにやむを得ず複雑な体系となっていることも事実である。</p> <p>規制体系が複雑であることが、事業者に過度の負担をかけているとの指摘もあり、現在、規制体系の整理・簡素化を検討している。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課		

分野	基準認証等	要望提出者	(社)日本経団連													
項目	電気計器の検定制度の見直し(サンプリングによる検定の導入)															
要望の内容	<p>電子式の電気計器については、機械式と比較し性能の個体差が小さく品質が安定しており、また合格率も高いことから、全数検定の必要はなく、サンプリング検定の導入を要望する。</p> <p>また、指定製造事業者における自主検査においても、同様の理由からサンプリングによる自主検査を可能とする。</p> <p>これらの要望の実現により、検定コストの削減が可能となる。</p>															
関係法令	計量法第16条(使用の制限)	共管	なし													
制度の概要	<p>電気取引に使用される電気計器については、日本電気計器検定所あるいは指定検定機関の検定を受け合格したもとして検定証印が付されているもの、または指定製造事業者が行う自主検査に合格し基準適合証印の表示が付されているものでなければ使用することができない。</p> <p>これらの検定及び自主検査については、全数検定で計量性能の確認を行っている。</p>															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応状況・対応方針	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:20%; border:none;"></td> <td style="width:30%; border:none;">措置済・措置予定 措置済</td> <td style="width:30%; border:none;">検討中 措置するか否かを含めて検討中</td> <td style="width:20%; border:none;">措置困難 その他</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">措置予定</td> <td style="border:none;">具体的措置の検討中</td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td colspan="3" style="border:none;">(実施(予定)時期： 年 月)</td> </tr> </table>					措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他		措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期： 年 月)		
	措置済・措置予定 措置済	検討中 措置するか否かを含めて検討中	措置困難 その他													
	措置予定	具体的措置の検討中														
	(実施(予定)時期： 年 月)															
(説明)																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量法においては、創設以来全数検定によって同法の目的である「適正な計量の確保」を行ってきたところ。</li> <li>・サンプリング手法については、どの様な設定を用いても「一定の割合で不正確な計量器が市場に出回ることを許容する」という事実は変わらず、これによって不利益を被る可能性のある一般消費者に対し説明が困難であると考えられる。(消費者保護基本法第八条においては、「国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする」と規定されている。)</li> <li>・また、本件は、我が国の計量制度の根幹に係る問題であり、計量法の体系を踏まえた検討を行う必要があることから、電力量計のみを対象とした対応方針を現段階で示すことは困難である。</li> </ul>																
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課技術室															

分野	基準認証等	要望提出者	(社)日本経団連				
項目	指定修理事業者制度の創設						
要望の内容	優れた品質管理能力を有する届出修理事業者については、自らが修理する計器の自主検査を行うことによって、検定に代えることができるようにすべき。						
関係法令	計量法第16条(使用の制限)	共管	なし				
制度の概要	<p>電気の取引に使用される電気計器については、日本電気計器検定所あるいは指定検定機関の検定を受け合格したもとして検定証印が付されているもの、または指定製造事業者が行う自主検査に合格し基準適合証印の表示が付されているものでなければ使用することができない。</p> <p>指定製造事業者制度は、製造事業者が自らが電気計器を製造した時のみ(すなわち「新品」のみ)表示を付することができるものであり、一度でも使用され有効期間を過ぎた電気計器(「修理品」)については修理事業者による自主検査は認められていない。</p>						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定 措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>	<p>検討中 措置するか否かを含めて検討中</p> <p>措置困難 具体的措置の検討中</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の計量法に基づく指定製造事業者制度は、計量器を製造する事業者のうち優れた品質管理を行っている者を指定することにより国等が行う検定を免除する制度であり、対象は新品の電気計器のみである。</li> <li>・ 一方、修理事業者については他社製も含め様々な計器に対応しなければならないことから、自社製品を自主検定する指定製造事業者制度と比較し均一性に難があり、また計量器の修理についてはその事業者の規模も零細なものが多いことから、指定の基準を設けることが困難である。</li> <li>・ また、本件は、我が国の計量制度の根幹に係る問題であり、計量法の体系を踏まえた検討を行う必要があることから、電力量計のみを対象とした対応方針を現段階で示すことは困難である。</li> </ul>							
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課技術室						

分野	基準認証等	要望提出者	(社)日本経団連					
項目	複数の表示機構を有する電子式電気計器の検定方法の見直し							
要望の内容	一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示している電子式計器の検定にあたっては、一つの計量機構を共有している場合、計量機構と表示機構をセットとした検定を見直し、計量機構については1回のみ検定とし、複数ある表示機構については各々の表示の機能のみを検定するなど、検定方法を簡素化し、検定手数料の引き下げを行うべき。							
関係法令	計量法第16条(使用の制限) 特定計量器検定検査規則第13条	共管	なし					
制度の概要	一つの計器で複数の時間帯の電力量等を表示する場合、時間帯毎に検定を受けることとされている。(例えば3時間帯の場合、3個の計器が構造上一体となっているものとされ、2個目以降の検定については、1個目に必要な検定手数料の額の8割が必要となる。)							
計画等における記載の状況	該当なし							
対応状況・対応方針	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置済・措置予定 措置済  措置予定             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中             </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 措置困難  </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;">                 その他             </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 年 月)</p>				措置済・措置予定 措置済  措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難 	その他
措置済・措置予定 措置済  措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中  具体的措置の検討中	措置困難 	その他					
(説明)  ・複数の表示機構を持つ電子式計器については、「同時計量モード」により一括で検定作業を行っており、現行の割引制度については平成12年4月の手数料改定時に導入されたものであり、その算定にあたっては「同時計量モード」を考慮している。 ・平成15年度においても手数料改定を検討しているところであるが、単独の電子式電気計器については、全体の検定台数のうち電子式電気計器の占める割合が1～2%と少数のため、仮に同時計量モードにより検定作業の効率化が図られるとしても全体に与える影響は極めて小さいことや、変成器付電気計器については現行の検定作業を勘案してもなお現行の割引率が適当であることから、今回の改定においては据置とする予定である。 ・ただし今後料金メニューがさらに多様化し、またそれに対応した電子式電気計器が市場の多数を占めるようになった時に、適切な見直しを行う余地があるものとする。								
担当局課室等名	資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課技術室							

分野	資格関係	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	電気主任技術者の実務経験年数を判断する基準の明確化			
意見・要望等の内容	実務経験年数の内容を明確にし、担当者による判断の違いをなくす。			
関係法令	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条	共管	なし	
制度の概要	電気主任技術者の認定による免状交付については、免状の種類に応じて、定められた電圧以上の電気工作物の工事、維持又は運用について、学歴又は資格に応じて一定期間の実務経験を必要としている。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画（再改訂）別添2（2） d 事務経験要件の見直し 電気主任技術者の認定による免状交付に係る実務経験年数基準を明確化する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期：平成15年9月）（結論時期：）			
<p>（説明）</p> <p>電気主任技術者の免状交付に必要な実務の経験の内容及び経験年数については、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条において定められている。</p> <p>審査においては、申請者毎に実務経験が省令の規定を満たすか否かの判断を実務経歴証明書により行っている。実務経験内容は申請者によって様々であるため、申請書記載要領を作成しているところであるが、担当者による判断にばらつきが生ずることのないよう同要領等の見直しを図る。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 電力安全課			



分野	法務関係	意見・要望提出者	カナダ政府
項目	弁理士の特許審査等への貢献		
意見・要望等の内容	特許弁理士の人数を増やすなど、特許審査過程、および特許関連紛争の解決の効率を高める措置をとる（弁理士の活用を通じた特許審査過程・紛争解決の効率化の観点から）		
関係法令	弁理士法	共管	なし
制度の概要	<p>1．平成12年弁理士法改正により、弁理士試験を簡素化。平成14年度試験より新試験を実施。</p> <p>2．平成14年の弁理士法の一部改正により、弁理士に一定の条件の下、特許権等侵害訴訟代理権を付与（平成15年1月1日より施行）。</p>		
計画等における記載の状況	資格制度に係る個別措置事項 （1）業務独占資格 業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ 資格取得の容易化 資格者数の増大		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
（説明）			
<p>1．知的財産専門サービスに対するニーズの増大に対応する十分なサービス供給量を確保するため、平成12年弁理士法改正において、試験内容の簡素・合理化により弁理士試験の抜本的見直しを行ったところであり、この新弁理士試験は平成14年5月より実施され、合格者は平成13年度に比べ151名増の466名となった。今後も新試験の実施により、弁理士人口の拡大は一層進展するものと期待している。</p> <p>2．知的財産関連の侵害訴訟件数は、ここ10年間で約2倍に達し、今後も増加が予測されるところ、専門性の高い訴訟代理人の質的・量的拡大による紛争処理サービスの充実・強化を図るため、知的財産権に関する専門的知見を有する弁理士に対して、一定の条件の下に、特許権等侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人になっている事件に限る。）における訴訟代理権を付与する弁理士法の一部改正をし、平成15年1月1日から施行。</p>			
担当局課室等名	特許庁総務部秘書課弁理士室		

分野	法務関係	意見・要望提出者	駐日欧州委員会代表部(EU)	
項目	「株式交換」を通じた外国企業による合併・買収(M&A)に係る法整備			
意見・要望等の内容	2003年4月から、税に対して中立的な「株式交換」を通じた外国企業による合併・買収(M&A)を可能にするよう準拠法の改正を行うこと。			
関係法令	産業活力再生特別措置法等	共管	法務省・財務省	
制度の概要	<p>合併等対価の柔軟化</p> <p>改正産業活力再生特別措置法では、商法の特例による「合併等対価の柔軟化」措置として外国親会社を含む他の株式会社の株式や金銭を対価とする合併、吸収分割及び株式交換を可能とすることとしている。</p>			
計画等における記載の状況	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定) 第2部経済活性化戦略 2.(6)グローバル戦略			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済(1.について)</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:平成15年9月)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中(2.について)</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
(説明)				
<p>1. いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法(the Industrial Revitalization Law)の改正案は、本年4月2日、国会において可決され、成立した。この改正法は、政府の計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式や現金を対価として合併、吸収分割又は株式交換を行うことを可能とするものである。</p> <p>2. 「合併等対価の柔軟化」にかかる税制措置については、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も含め、今後、慎重に検討する。</p>				
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易振興課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドの口座における建玉制限の撤廃				
意見・要望等の内容	建玉の制限は極めて小さい個人の委託者でも、商品ファンドのように何十億円にもなるので、同一の制限の中で取引がなされていく。 この実態から、多額の資金を有する商品ファンドは容易に建玉の制限に達してしまい、事実上運用は硬直化してしまうことになる。 運用成績の向上に向け市場の動き・変化に柔軟であらねばならないにもかかわらず、対応が極めて狭い中で動かざるを得ないのである。				
関係法令		共管			
制度の概要	各商品取引所の「受託契約準則」にて定められた建玉の限度を超える場合は、委託者の計算において転売若しくは買戻しせねばならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期: )				
(説明)					
建玉制限の扱いについては、各商品取引所が上場商品毎に定める市場管理基本要綱によって規定しているものであり、国の法令、通達等によるものではない。					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	商品ファンドにおける「主として商品投資により運用」の範囲の拡大			
意見・要望等の内容	「主として商品投資により運用」の範囲について、証券先物取引及び金融先物取引も対象とする。			
関係法令	「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」	共管	金融庁・農林水産省	
制度の概要	基本通達により、主な運用対象である商品投資を商品先物取引、商品オプション取引及び商品現物取引に限定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済	検討中	措置困難	その他
	措置予定	措置するか否かを含めて検討中		
	(実施(予定)時期: )	具体的措置の検討中		
(説明)				
<p>商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する金融商品であり、主たる運用方法として商品投資以外の証券先物取引及び金融先物取引を加えることは困難。</p> <p>なお、証券先物取引及び金融先物取引を従たる部分で一部組み入れることは可能であるが、この従たる部分における組み入れ比率について緩和することが可能か否か関係省庁と検討する。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける3省にまたがる主務官庁への申請届出等の窓口一本化				
意見・要望等の内容	申請手続等の効率化及び事務負担の軽減のため、3省庁の窓口の一本化を求める。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条、第9条、第10条及びその他付随規定	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	申請者等は、許可等の申請書又は各種届出書を主務大臣(共管法のため、各大臣)に提出しなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	<p>措置済 措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>			
(説明)					
<p>商品投資販売業者は、主務官庁である金融庁・農林水産省・経済産業省の3省庁に同一の許認可の申請及び変更等の届出に係る書類を提出している。</p> <p>主務官庁において許可業者の状況を把握する必要があるものの、書類の提出方法については、窓口となる省庁を設定して窓口の一本化を図ることが許可業者の監督上問題を生じることがないかについて検討を行い、提出方法を変更することの可否について関係省庁と検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」の記載事項である役員の住所、電話番号及び重要な使用人の住所の記載の撤廃			
意見・要望等の内容	申請に対する審査基準等から、住所及び電話番号は必要不可欠のものとは解しがたいうえ、個人のプライバシーの観点より削除すべきものとする。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項の主務省令で定める別紙様式第2号	共管	金融庁・農林水産省	
制度の概要	申請者は、主務省令で定める様式により作成した「許可(更新)申請書」を主務大臣に提出しなければならないこととなっており、当該様式には、役員の住所及び電話番号、政令で定める使用人の住所を記載するようになっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施時期：平成15年3月)			
(説明)				
<p>商品投資販売業の許可基準の中には人的要件に関する基準があり、その審査対象となる許可申請者の役員及び重要な使用人に関する本人確認等の必要性から、許可申請書への住所の記載を撤廃することは困難である。</p> <p>ただし、役員の電話番号の記載については平成15年3月31日付けで改正を行い申請書への記載を不要とした。</p>				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける役員及び重要な使用人に係わる許可申請、届出等の際の住民票の添付の廃止				
意見・要望等の内容	役員及び重要な使用人の不適合条件の確認のために、住民票が必要であることに合理性が見いださなく、当該条項の削除を求める。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条、第8条及び第10条	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業の許可申請を行う際には、許可申請書に役員及び重要な使用人の住民票の抄本(外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書)又はこれに代わる書面を添付して提出しなければならない。 商品投資販売業者は、役員又は重要な使用人に変更があった場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して提出しなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	<p>措置済 措置予定</p> <p>(実施(予定)時期： )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>			
(説明)					
<p>許可申請に際して、申請者の役員及び重要な使用人の住民票の抄本提出を求めるのは、その者が法第6条第1項第4号の欠格条件に該当するかを確認するために必要な書面であり、現時点では書類の提出を廃止することは困難。</p> <p>なお、現在「国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」等において平成15年度実施に向けて電子申請を準備中である。この電子申請の場合には、申請者は住民票の添付を省略できることとなっており、当該システムの稼働に併せて書面による申請の場合についても住民票の添付を省略することが可能か否かについて関係省庁と検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける「許可申請書」に添付する、成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書の撤廃				
意見・要望等の内容	許可基準の一つである役員又は重要な使用人の適格性については申請者の代表者が主務省令で定める様式(別紙様式第4号)により誓約書を提出していることから、更に、官公署の証明書を求めることは過重である。 したがって、当該条項の撤廃を求める。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項の主務省令第4条第1項第4号	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業の許可申請を行う際に、役員又は重要な使用人が成年被後見人等に該当しない旨の官公署の証明書を「許可申請書」に添付しなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期: )				
(説明)					
<p>欠格要件に関する官公署の証明書添付については、添付を省略した場合の代替案として 商業登記簿謄(抄)本のみによる確認方法や 欠格条項すべてに該当しない旨の誓約書のみによる確認方法を検討したものの、 については商業登記法における役員登記の際に審査を行う規定がないこと及びファンド法で添付の対象となっている重要な使用人に関しては商号登記簿謄(抄)本では重要な使用人に関する記載がないため、欠格要件の確認資料となりえない。次に については、現行法上で誓約書を求めているのは申請者自らが証明する手段がない欠格条項について、やむを得ず証明に代えて誓約することを求めているものであり、審査の簡略化のために求めているものではないことから、撤廃は困難である。</p> <p>なお、現在「国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン」等においてオンラインによる申請を準備中であり、当該官公署の証明書の電子化の状況を踏まえて、申請者の負担軽減について検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				



分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	商品ファンド法第10条に規定する変更の届出の提出期限の緩和			
意見・要望等の内容	変更事項の全てについて2週間以内に届出を行わなければならないという点につき合理的必要性が見いだしにくい。 添付書類によっては、外部証明等、入手に時間を要するものもあり、内容により柔軟に対応すべきである。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第10条	共管	金融庁・農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者は、商号又は名称及び住所、営業所の名称及び所在地、役員の氏名及び住所及び重要な使用人の氏名及び住所、他に行っている事業の種類、主要株主の商号、氏名又は名称又は住所、役員の兼職状況に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)				
法第10条で届出を規定している事項は、商品投資販売業者としての許可基準に関する事項であり、変更の内容によっては許可基準から逸脱する場合もあるため、主務大臣が許可業者の状況を把握する必要があることから、変更の届出規定を設けているものである。本来であれば、変更があった時点において遅滞なく提出を求めべきものであるものの、提出書類の作成、必要書類の取得等準備に要する時間を考慮して2週間以内の届出猶予を法律上設けているものであり、提出期限の延長は困難である。				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止				
意見・要望等の内容	「中間業務報告書」については、投資家に対する「書類の閲覧」の要件にはなっておらず、内容も、「業務報告書」の記載事項と同一であり、あえて半年間の状況については過度であるため規定の廃止を求める。				
関係法令	商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第14条	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者は、事業年度ごとに「中間業務報告書」及び「業務報告書」を作成し主務大臣に提出しなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	<p>措置済 措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成15年上期)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>			
(説明)					
<p>商品投資販売業者は事業年度開始の日から半年間の業務の状況を記載した中間業務報告書と事業年度の業務の状況を記載した業務報告書を提出する事となっている。しかし、中間業務報告書については、業務報告書でのファンド資産の運用状況及び資産配分状況に関する記載を拡充することと併せて、その提出を廃止することで関係省庁と合意済み。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」の記載事項「資産配分状況」の撤廃				
意見・要望等の内容	元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)に追加運用するための契約における事前交付書面の記載事項中、「当該契約の勧誘の開始日の前前月末日の資産配分状況」を撤廃する。				
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第1項第31号	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者は、追加型商品ファンドに追加運用するための契約における顧客に対する事前交付書面に、勧誘開始日の前前月末日の資産配分状況を記載することとなっている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期: )				
(説明)					
<p>商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要である。このため、投資家保護の観点から、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供するために契約成立前書面の交付を求めているもの。</p> <p>このような趣旨に照らせば、契約前に投資家に対し交付する書面において直近時点における商品ファンドの資産配分状況を知らせることは、当該商品ファンドの性格、特徴等の理解に資し、投資家の判断材料になり得るものであり、投資家が投資判断を行う上で重要な要素を構成すると考えられるため、撤廃は困難である。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	追加型ファンドにおける法定書面の交付義務の軽減			
意見・要望等の内容	元本の追加運用をすることができる商品ファンド(追加型商品ファンド)において、同一ファンドを追加購入する場合は、変更内容のみ交付することの可否の確認を顧客から取ることにより、交付義務を軽減する。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第16条及び第17条	共管	金融庁・農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者は、追加型ファンドを購入した顧客が更に同一ファンドを再購入する場合であっても、法規定上その都度、「契約成立前交付書面」を交付することになっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 商品ファンド法において、契約締結前と契約成立時の2回に分けて書面を交付させるのは、投資家が契約内容、リスクについて十分な理解を得る事が必要であり、後日当事者間において契約を巡るトラブルが生じることを防止することで、投資家保護を図る趣旨によるものである。 このような趣旨に照らせば、追加型商品ファンドを同一投資家が再購入する場合、それぞれが別個の商品投資契約であることからその契約毎に書面を交付することが必要であるが、追加型ファンドの再購入契約に際しては、法定交付書面の記載事項を簡略化することが可能か否かについて共管省庁と検討する。				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」に記載する「予想される損失の範囲の明記」規制の撤廃				
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が、商品投資契約等の成立前に顧客に対し交付する書面の記載事項中、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合における「予想される損失の範囲」を撤廃する。				
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する令第3条第1項第8号	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資販売契約等の成立前における顧客への交付書面に、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合は、予想される損失の範囲について記載することとなっている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			
(説明)					
<p>商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要である。このため、投資家保護の観点から、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供するために契約成立前書面の交付を求めているもの。</p> <p>このような趣旨に照らせば、元本確保型、積極運用型の別に関わらず、顧客は自らが出資した財産又は信託財産の運用形態につき、元本確保措置の有無やその方法、元本確保額等を事前に認識することは必要なものと考えられる。</p> <p>このような観点から、財産の運用形態に対する顧客の理解がより適切に得られるよう、現行規定を見直し得るか関係省庁と検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)	
項目	商品ファンドにおける「契約成立前交付書面」表示する文字、色等の規制の撤廃			
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が、商品投資契約の成立前に顧客に対し交付する書面に使用する文字の大きさ、色、表示方法等の規制の撤廃			
関係法令	商品投資販売業者の業務に関する命令第3条第2項、第3項	共管	金融庁・農林水産省	
制度の概要	商品投資販売業者が商品投資契約等の成立前に顧客へ交付する書面について、使用する文字の大きさや、顧客に対する注意事項の表示方法が定められている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期： )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 商品ファンドはその仕組みが複雑で、リスクを有するものであることから、投資家が契約締結前にその内容、リスクについて十分な理解を得ることが必要である。このため、投資家保護の観点から、当該契約を締結するか否かにつき判断の材料となるべきものを投資家に提供するため契約成立前書面の交付を求めているもの。 このような趣旨の下、書面への表示方法については、投資家が理解しやすいよう表示される必要があるため規定しているものであるが、この表記のあり方について関係省庁と検討する。				
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課			

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおける「契約成立時交付書面」の撤廃				
意見・要望等の内容	商品投資販売業者が商品投資契約等の成立時に顧客へ交付する書面を撤廃、もしくは簡素化する。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約等が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	<p>措置済 措置予定</p> <p>(実施(予定)時期: )</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>			
(説明)					
<p>商品投資契約等が成立した場合にその契約内容が不明確であると、後日当事者間に契約内容を巡るトラブルが生ずるおそれが大きいため、成立した契約の内容を書面に記載し、顧客に対し交付することにより、その明確化を図り、投資家保護を図る趣旨から契約締結時の書面交付を求めているもの。</p> <p>このような趣旨に照らせば、契約締結時交付書面を撤廃することは顧客が契約内容を把握できなくなる等、投資家保護上問題があり対応は困難。</p> <p>ただし、商品の案内書としての性格を有する契約前交付書面とその内容重複を理由に、本書面の記載を簡素化することについては、上記の趣旨に照らしつつ、双方の交付書面がその性格を異にしており、本書面が契約書としての性格も有していることを考慮しつつ、関係省庁と検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品投資販売業者の書類の閲覧についての規制緩和				
意見・要望等の内容	商品ファンド法においては、公募・私募の概念はなく、仮に特定の顧客ニーズに合わせて商品設計をなしても書類閲覧の対象となるが、私募ファンドに関する書類の閲覧は関係者のみに限定させるべきであり、限定的に取り扱えるよう規制を緩和する。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ閲覧させなければならない。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期: )				
(説明)					
<p>商品投資販売業者に対し、業務及び財産の状況を記載した書類の顧客への閲覧を義務づけているのは、投資判断を行う上で、既存の商品投資の内容(運用状況等)や販売業者の経営状況を把握することは、投資家の自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要なためである。</p> <p>現状では、販売業者がいわゆる私募ファンドとして組成販売した商品ファンドについても顧客の閲覧対象となっているが、このような商品ファンドに関する書類の閲覧対象を関係者のみに限定することが、投資家保護上問題を生じないか関係省庁と検討する。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				



分野	金融	意見・要望提出者	(社)日本商品投資販売業協会、(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	商品ファンドにおけるクーリング・オフの撤廃				
意見・要望等の内容	商品投資販売契約におけるクーリングオフ制度を撤廃する。 仮にクーリングオフの撤廃が認められない場合は、通信取引におけるクーリングオフの起算日が特定できる定義を設ける。				
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	商品投資販売業者と商品投資契約等を締結した顧客は、契約時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済	措置するか否かを含めて検討中			
	措置予定	具体的措置の検討中			
	(実施(予定)時期: )				
(説明)					
<p>商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がその仕組みを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意志決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。</p> <p>以上のような趣旨に加え、平成10年6月に商品ファンドの最低販売単位が撤廃され、それ以降の商品ファンドの多くが個人投資家に販売されている現状においては、クーリングオフ規定を撤廃することは困難。</p> <p>なお、通信取引による場合のクーリングオフの起算日となる投資家が契約時交付書面を受領した日の特定方法については、商品投資販売業者の業務に関する命令第5条の4に基づき、文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により、顧客の電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認した時点とされている。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	意見・要望提出者	(社)リース事業協会、オリックス(株)		
項目	金融商品の組入れ割合の緩和				
意見・要望等の内容	組入れ割合を制限されている金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品(運用期間内に満期をむかえる国債、社債等)については組入れ割合の対象外とする。				
関係法令	「商品投資販売業者の業務の運営に関する基本事項について」	共管	金融庁・農林水産省		
制度の概要	基本通達により、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期: )	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			
(説明)					
<p>商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等の金融商品を組入れる場合にはその組入れ割合を定めているもの。</p> <p>このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは困難。</p>					
担当局課室等名	商務情報政策局 商務課				

分野	金融	要望提出者	(社)日本経団連 都銀懇話会 リース事業協会 オリックス 農林中金	
項目	特定債権法(特定債権等に係る事業の規制に関する法律)の見直し、等			
要望の内容	<p>特定債権法の廃止、廃止されず当面残るのであれば、以下の項目について規制撤廃・緩和</p> <p>(1)最低販売単位の撤廃又は最低限度額の引下げ(5千万円、資産担保型証券は1億円)</p> <p>(2)指定格付機関で一定以上の格付けを取得した場合における指定調査機関の調査の免除又は簡素化及び特定債権法第4条の適用除外</p> <p>(3)特定債権等譲受業者の余裕金の運用規制の緩和(国債、預金、元本補填のある金銭信託等に限定)</p> <p>(4)特定債権等譲受業者が資産担保証券発行の代替として借入れできるようにする取扱い</p> <p>(5)特定債権等の範囲の明確化(特定債権法第2条第1項第1号、第3号、同施行令第1条第5号、第6号に関して、一部役務を含む商品の場合に該当するかの明確化)</p> <p>(6)特定投資者のみにA B社債・A B C Pを発行する場合の第3条届出免除</p> <p>(7)特定債権等譲受業の許可制度を廃止し、届出制度とする。</p> <p>(8)特定債権等譲受業者から特定事業者への(再)譲渡の対抗要件具備</p> <p>(9)計画実施状況の報告義務の運用緩和</p> <p>(10)特定債権法第6条で申請する計画内容の簡素化</p>			
関係法令	特定債権等に係る事業の規制に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令、特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行規則、特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する命令、等	共管	金融庁	
制度の概要	<p>特定債権等(リース・クレジット債権等)の流動化の公正かつ円滑な実施、資産流動化商品の投資家の保護を目的として、特定債権等の資産譲渡に係る仕組み規制、対抗要件特例制度としての公告制度、特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可、行為規制等を行っている。</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画(改定)【 2(3)才 】</p> <p>特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直しについて</p> <p>「特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資者保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討する。」</p>			
対応状況・対応方針	<p>措置済・措置予定(一部)</p> <p>措置済</p> <p>措置予定(一部)</p> <p>(実施(予定)時期: 15年度中)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>(結論時期: 年 月)</p>	措置困難	その他

(説明)

特定債権法の廃止に関しては、特定債権法に基づくリース・クレジット債権の流動化が現に行われ、投資家保護が図られている状況に鑑み、困難であるが、規制緩和に係る要望については、投資家保護の観点等から問題のないものから、順次措置することを検討中。その際には、規制改革推進3か年計画(改定)の趣旨を踏まえつつ、措置するか否かを含めて引き続き検討を行う。

担当局課室等名	商務情報政策局 取引信用課
---------	---------------